

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 中期計画案 新旧対照表

| 中期計画 (変更後) | 中期計画 (変更前) |
|---|---|
| <p>I. (略)</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等によることとする。また、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、「<u>調達等合理化計画</u>」に沿って、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況を Web サイトにて公表する。</p> <p>また、契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、過大請求の抑止と早期発見のための取組、契約制度の見直し等、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>III. ～VII. (略)</p> | <p>I. (略)</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、契約については、<u>真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、これまでに策定した随意契約見直し計画にのっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、<u>随意契約見直し計画の実施状況</u>を Web サイトにて公表する。</u></p> <p>また、契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、過大請求の抑止と早期発見のための取組、契約制度の見直し等、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>III. ～VII. (略)</p> |